

建設工事の入札における最低制限価格について

豊前市では、競争入札に付する**建設工事**について、最低制限価格を設定しています。

最低制限価格の算定方法である中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(「中央公契連モデル」)の改正(令和4年3月4日最終改正)に伴い、令和4年4月1日以降に実施する一般競争入札及び指名競争入札から次のように改正します。

今回の変更は、工事の請負契約に係る一般管理費等率の計算式の改定を行うものです。

現 行

見直し後

【一般管理費×0.55】

⇒ 【一般管理費等×0.68】

最低制限価格は、次の計算式により算定するものとする。(算出された価格の千円未満は切捨てるものとする。)

(直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×6.8%)
×1.1で算出される額

ただし、最低制限価格が予定価格の75%相当額を下回る場合は75%相当額、予定価格の92%を上回る場合は92%相当額を最低制限価格とする。